

第 23 回福岡市都市景観審議会

議 事 録

日時：令和 7 年 5 月 19 日（月） 15：30～17：30

場所：西日本新聞会館 1 6 階 TKP ガーデンシティ PREMIUM

天神スカイホール ウェストルーム

出席：朝廣 和夫 九州大学 教授
黒瀬 武史 九州大学 教授
坂井 猛 九州大学 教授
土屋 潤 九州大学 講師
福田 裕美 北九州市立大学 准教授
光藤 宏行 九州大学 教授
箕浦 永子 九州大学 准教授
山口 明日香 弁護士
山下 永子 九州産業大学 教授

平畑 雅博 福岡市議会議員
鬼塚 昌宏 福岡市議会議員
松野 隆 福岡市議会議員
近藤 里美 福岡市議会議員
藤野 哲司 福岡市議会議員
浜崎 太郎 福岡市議会議員

中牟田 麻弥 NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長

事務局：住宅都市みどり局理事 大場、地域まちづくり推進部長 許斐、都市景観室長 坂田
都市計画課長 宮川、みどり企画課長 大内、地域観光推進課長 小柳

会議次第

1. あいさつ
2. 審議事項 福岡市景観計画の改定（骨子案）について

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. あいさつ」

事務局 : 定刻前ではございますが、遅れてお見えになる委員の先生方以外皆さんおそろいでございますので、開始させていただきたいと思えます。

それではただいまより、第 23 回福岡市都市景観審議会を開催いたします。本日委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私が本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は委員総数 18 名のうち、現在 16 名のご出席をいただいております、委員の 2 分の 1 以上に達しておりますので、福岡市都市景観審議会規則第七条第 3 項の規定により、本審議会が成立いたしますことを報告させていただきます。

次に、前回、第 22 回審議会の会議録について、ご報告でございます。

事務局で作成した会議録を委員の皆様にご確認いただき、修正したものを会議録として確定しております。会議録は、福岡市情報公開条例第 38 条の規定に基づき、公開することとなっておりますので、委員の名前を除いた形で、すでに市のホームページに掲載されております。

また、本日の会議録につきましても、前回同様、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただいたのち、議事録として確定させていただくこととしております。

それでは議事に入りたいと思えます。

審議会規則第 7 条 2 の規定により、会長が議事を進行することとなっておりますので、会長、進行よろしく願いいたします。

会 長 : この景観計画は、全体の福岡市づくりにとっても、都市計画の中でも重要なパートだと思っております。

スムーズな進行に努めますのでよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議の流れでございますが、今回は前回の振り返り、景観計画の骨子案等を一括して説明していただいた上で、ご意見をいただき、景観計画の骨子案を取りまとめたということでございます。

それでは次第に従って事務局から説明をお願いいたします。

「2. 審議事項」

事務局 : では、お手元の資料の審議事項、「福岡市景観計画の改定について」を説明いたします。スクリーン、もしくは A3 の資料をご覧くださいと思います。

まず1ページをご覧ください。改定のスケジュールについて、でございます。景観計画につきましては、令和7年度中の改定を目指しまして、4回の審議会を予定しております。

本日が2回目となっており、審議会とあわせて、適宜、市議会への報告やパブリックコメントを行いながら、改定手続きを進めて参ります。

2ページをご覧ください。本日は、前回の振り返りを踏まえまして、骨子案につきまして、ご審議いただきたいと考えております。まず1の振り返りでございます。

4ページをご覧ください。

前回審議会の主な意見をまとめております。

「魅力・風格・にぎわい」では、1階レベルのにぎわい、界隈性についてのご意見。「自然を生かした景観づくり」については、都心では、無機質ではない花と緑がすごく大事などのご意見、「賑わい・活気」では、天神、近郊の高層マンションは明度が低い建物が多いなどのご意見が出されました。

5ページをご覧ください。

「歴史と文化」では、新計画で「文化」という表現が消えているが、文化の扱いは大事な要素などのご意見、また「その他」といたしまして、福岡らしさを示す景観をしっかりと議論することが重要、懐かしさを感じるような、人の生活の営みや祭りなどの活動の景観、精神的風土が大事、ソーラーパネルやアドトラックについてのご意見が出されております。

6ページをご覧ください。

主なご意見を踏まえまして新計画の方向性を修正してお示ししております。

「1」では、賑わい、界隈性などについて、市民や来街者が歩いて楽しめる賑わいや界隈性などを感じられる景観づくりを追加しております。

また「3」につきましては、黒いマンションが増えていることに対しまして、形態、意匠など周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくり、を追加しております。「4」につきましては、歴史資源のところを、歴史と文化に修正しております。

次に、「2. 骨子案について」でございます。

8ページをご覧ください。

景観計画の構成でございます。主に景観の基準を示す青色の景観計画は、現計画を踏襲するとともに、景観形成の考え方を示す緑色の序章の部分につきましては、基本計画を継承して整理しております。

また、新たな項目として、赤文字でお示ししており、現計画にはない、目標年次や成果指標につきまして、定めていきたいと考えております。

9ページをご覧ください。

「景観計画」は上位計画である「福岡市基本計画」などとの整合を図り、良好な景観形成のための方針、基準、主な施策を示すものとして、目標年次は令和16年度としています。

10 ページをご覧ください。

社会情勢の変化や市民意見、学識経験者の方々からいただきました意見、また、市の基本計画を踏まえまして、景観形成の考え方としまして、理念や目標像は維持しながら、基本方向については、「花や緑」、「歴史や文化」の視点を明確化する方向で検討しております。

11 ページをご覧ください。

改定の考え方を踏まえまして、「景観形成の理念・目標像」は現計画を継承しながら、基本計画は、「2」のみどりや、「4」の歴史を中心にアップデートしております。詳細につきましては、次ページ以降で説明いたします。

12 ページをご覧ください。

基本方向ごとに方針と主な施策を整理しています。

基本方向1につきましては、方針1の風格や潤い、方針2の賑わいや界索性、方針3の市民等との共働により、「九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり」を進めて参ります。

前回の審議会でご意見をいただきました、悪質なアドトラックへの対応につきましては、方針1のうち、「屋外広告物の適正化」という項目に、またイルミネーションにつきましては、方針2のうち、「公共空間における良好な景観の誘導」という項目に位置付けております。

13 ページをご覧ください。

基本方向2につきましては、豊かな自然を感じる景観づくりや、質の高いパブリックスペースの形成に向けた、みどりを生かした景観づくりなどによりまして、「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」を進めて参ります。

14 ページをご覧ください。

基本方向3につきましては、個性を活かした景観づくりや、周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくりなどによりまして、「計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり」を進めて参ります。

前回審議会でご意見をいただいていた、黒いマンション等への対応につきましては、方針2のうち、「多様化するニーズなどに対応した景観誘導」という項目に位置付けています。

15 ページをご覧ください。

基本方向4につきましては、歴史と文化を守る、福岡らしい景観づくりや、歴史資源を生かした景観づくりなどにより、「歴史と文化を守り生かす、刻（とき）の厚みを感じられる景観づくり」を進めて参ります。

16 ページをご覧ください。

現計画では設定しておりませんが、新計画では、成果指標の設定を考えておりまして、基本方向ごとに指標例をお示ししております。

この中から、指標のわかりやすさやデータ収集の容易さなども踏まえつつ、設定していきたいと考えております。

17 ページをご覧ください。

指標例につきまして、前回の審議会でも示しておりましたが、過去から現在までのデータをグラフで整理しております。

18 ページをご覧ください。

景観計画は、景観法に基づき策定されており、景観法等に掲げる事項につきまして、現在の景観計画と同様に、記載の事項について定めることとしております。

19 ページをご覧ください。

景観計画区域につきましては市内全域としております。

20 ページをご覧ください。

良好な景観形成に関する方針につきましては、景観計画区域を 6 つのゾーンに区分し、それぞれの特性を生かした景観形成方針を定めることとしております。

21、22 ページをご覧ください。

参考といたしまして、6 つのゾーンごとに、現計画の景観形成方針をお示ししております。

次回、原案におきましては、新計画の景観形成方針をお示しする予定としております。

23 ページをご覧ください。

大規模建築物等に関する事項につきまして、6 つのゾーン毎に届出が必要となる規模を定め、その規模以上の建築物等につきまして、規模・配置や形態、色彩、その他意匠等の制限の基準を定めます。

参考としまして、現計画の行為の制限をお示ししております。

24 ページをご覧ください。

都市景観形成地区につきまして、現在、お示しております 9 地区を指定しておりますが、地区指定することで、地区の方針等を定めるとともに、建築物の規模にかかわらず、届出対象といたしまして、制限の基準を定めます。

25 ページをご覧ください。

第 5 章から第 7 章の項目を記載しております。

景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定や、また屋外広告物につきましては、必要な制限を屋外広告物条例に定めます。

26 ページをご覧ください。

「福岡市の景観特性、福岡らしさを示す景観について」でございます。
こちらにつきましては、市内を都心部、一般市街地、山の辺・田園、
海浜、港湾、歴史伝統地区の6つのエリアに分けて整理したいと考えておりま
す。

また、これらを支える重要な考え方を、精神的風土といたしまして、福岡市は
中世最大の貿易港湾都市として、繁栄をした商人のまち博多と、福岡城の築城
により誕生した、城下町福岡の双子都市として発展してきており、福岡市が持
つ風情、文化、支え合いという精神的風土を生活や心の中に残し、具体的な都
市景観の形成に生かしている。として整理しております。

最後、27 ページをご覧ください。

序章に位置付けます、先ほどの福岡らしさを示す景観を踏まえまして、第2章
には、「地域特性を生かした景観形成方針」を定めるように整理していきたい
と考えております。説明は以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。

ただいま事務局から骨子案についての説明がございました。

まず、8 ページから 25 ページまで、景観法に定める事項までで、ご質問、ご
意見はございませんか。どこからでも結構でございます。

お気づきの事などございましたらお願いいたします。はい。どうぞ。

委 員 : 私は緑の方が専門なので、緑の視点でこの景観というものを考えたときに、ま
ず 10 ページの社会情勢の変化っていうところ、課題が高齢化とか脱炭素もある
のですけれども、生物多様性という概念も、今、全国的に大切です。緑地を増
やすことは、地球温暖化にともなうヒートアイランドなどの暑熱のことも
ありますし、人だけではなく、生き物の健全性というのもございます。福岡市
の景観の骨子の中に、生物多様性の概念を意識して書いていただきたいとい
うのが、1つでございます。

あと、21 ページの都心ゾーンについて、都心というのが博多・天神に限られ
るわけですが、では西新はどうなのか、香椎はどうなのかというように、
やはり数十年の福岡市の都市の発展ということを考えると、他の地域も都心
に近いような発展が見られてきています。コンパクト アンド ネットワーク
という、大きな都市の流れの中からも、よりネットワーク型にしておくことで、
都心だけが、東京の麻布みたいに超高層化していくことはないと思います。都
心だけが人口が増えて、周辺地域は開発しても人口が減少する状況が東京で
確認されています。福岡のバランスのよい景観形成と、発展を考えると、もう
少しネットワーク型の景観の考え方を導入してもいいのではないのかなとい
うのが、2つ目でございます。

3つ目。25ページの、景観重要樹木について、これは巨木や銘木に限っていませんが、最近、新聞等でも出てきていますけれども、福岡市もたくさん樹木を植えてきて、大きく成長してきたと。ところが、植樹が小さいもので根詰まりを起こして、キノコ類にやられて倒木する事例があり、今、全国的には街路樹が減少傾向にあります。

それはもちろん植え替えが必要なのですが、1つは、どう健全な樹木を育てていくのかというような視点で、緑の街並みだとか、その重点地区だとか、各地区の個性あるストリートづくりを考えていく必要があると思います。

街路樹の景観としてのとらえ方、位置づけについて事務局側にお伺いしたいです。

会 長 : はい。3点いただいております。

順番に、ご回答いただけたらと思いますが、1つは生物多様性についていかがでしょうか。

事務局 : はい。社会情勢の変化のところ、生物多様性についてのご意見をいただいたところかと認識しております、とても重要な視点であると認識しているところでございますので、委員からいただきました意見も踏まえまして、計画への反映も含めて、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

会 長 : はい。では続けて2点目が都心ゾーンの展開についてはどのように考えましょうか。

事務局 : はい。ご意見いただいたのはその西新とか、香椎とかについてはどうなのか、といった趣旨でご意見いただいたかと思っております、上位計画であります、市の基本計画におきましても、広域拠点という位置付けがなされておまして、景観計画上は一般市街地ゾーンになっておりますが、そういった広域拠点といったような、地域であることも、しっかり認識しておりますので、今いただきましたご意見も踏まえまして、引き続き検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

会 長 : はい。よろしいですかね。

3点目、どの樹木を育てて、どういうふうに樹木を育てていくか、という視点をどのように解釈しますかということですが。

事務局 : はい。街路樹等についてのご意見かと思うのですが、景観計画の方では、そこまで掘り下げた検討は、まだできていないような状態ではございます。現在、みどりの基本計画の方も、改定の検討の方を行っているところでございますので、そちらとも連携しながら引き続き検討させていただければと考えております。

以上でございます。

会長：はい。後半2つは課題として残すということですがいいでしょうか。

委員：風土1000年、景観100年といいます。やはり100年の、景の考え方を盛り込んでいただきたい。福岡は、展開してまだ投資が少ないところが多いのですが、今後100年、何が残っていくのかというような観点で、樹木だとか、近代建築も含めて、今後100年残していくものを、計画として盛り込んでいくことが大切だと思う。なので、エリア指定や、いろんな物件の指定など、地域の人ともう少しコミュニケーションとりながら、そういうのを見いだししていくことが、私の希望です。

会長：はい。ありがとうございます。

目の前の課題はたくさんありますけども、長期的な視点をしっかり持ちながらやるべきだという趣旨でございました。

みどりについては、策定中のみどりの基本計画と、連携するということでしたので、しっかり検討していただければと思います。よろしく願いいたします。はい、他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員：私の方から、少し多いですが4点ほどございます。

まず1点目ですけれども、今回骨子ということなのですが、前回は福岡らしい景観がどういうものなのかというものを改めて見つめ直す必要があるというお話はあったかと思えます。

その中でも、私から強調して申し上げたいのは、景観法以外の都市計画制度によって守られている景観でございます。

具体的には、風致地区であれば、筥崎宮の参道のあたりとか風致地区が入っていたりしますし、それから様々な緑地も一部は風致地区にかかっていたりします。神社も箱崎だけではなくて他のところも風致地区に含まれていたりしております。

加えて大濠公園の西側の住宅地にも比較的厳しい高度地区がかかっています。また、地区計画、特に埋め立て地における景観誘導はこれまでの景観協定や、建築協定からどちらかというと、地区計画でコントロールする方向に変化していると思えますし、天神ビッグバンやコネクティッドも実質的には地区計画で整備をされています。

そういう、既存の都市計画制度によって生み出されている、福岡の景観というものを改めて認識をしておく必要があるかなと思えます。

これは景観計画の入口として、福岡らしい景観が、どのようにして景観形成されたのか。それから出口の、誘導施策として、どのツールを使っていくのか。というときに、景観法のためだけの景観計画となってはもったいないと思えますので、その点をぜひご留意いただきたいと思えますし、現在の福岡らしい

景観の形成の要因としてはぜひ取り上げていただきたいと思っております。関連して、航空法による高さ制限が、実際には福岡の街の景観の、最大の要因だと思います。どこにも触れられてないのですが、航空法がなければ、都市景観、特に都心部のスカイラインは、現在のような統一された状態にはなっていないと思います。

航空法による制限は、市の景観政策でやったことではなく、外圧ではありますが、現状を正しく把握するためには航空法の影響、それから航空法によって作られてきた町の景観というものを、正しく認識しておく必要があると思います。これが1点目です。

2点目ですけれども。2点目は大濠公園の位置付けでございます。

大濠公園、舞鶴公園もあわせて、セントラルパークのエリアというのは多くの市民にとって、福岡を代表する景観の1つだと感じているのではないかと思います。

現在の景観のページの整理でも、歴史ゾーンに位置付けられておりますが、大濠公園が、福岡の中で特別重要な場所ということが、例えば外の事業者の方に今の景観計画を見ていただいたときに、パッと伝わるかといわれると、そうっていない。都心ではなく、歴史・伝統ゾーンに含まれておりますが、歴史・伝統ゾーンは他にもいろいろ指定されていますし、大濠公園の価値が歴史伝統だけかといわれると、それだけではない気がします。

他市の事例ですと、例えば、鹿児島市の景観計画を見ていただきますと、他にない景観として桜島への景観眺望をどう思うのかというのを、かなり強調して整理をしてあります。

大濠公園だけではないかもしれませんが、福岡代表する景観に対して、もう少し突っ込んでの整理が必要ではないかと思っております。これが2点目です。

3点目、アドトラックの話です。前回アドトラックの話が出て、私も意識して街中見ていると、やはり非常に多いなというところを懸念しておりました。

現状何を規制できているのか、それから、福岡市が屋外広告物の許可を行っているのか、その辺りをぜひお聞かせいただきたいと思っております。これが3点目です。

4点目は、計画の構造についてです。

今までの計画をそのまま踏襲しようとしているところがあるので、仕方がないかもしれませんが、例えば11ページに示していただいた基本方向ですが、1、2、3、4の4つの基本方向と、案で示していただいている、20ページの景観形成に関する方針が、どのように相互に関係しているのか、というところの整理がないのではと思います。

つまり、基本方向は基本方向で検討されており、率直に申し上げて景観計画と

しては全国で一般的にと言われたような内容が出てきていて、20 ページは今までの景観計画にもあった 6 つのゾーンをそのまま踏襲しますというふうになっています。

これ踏襲することが悪いと申し上げているのではなくて、これらの基本方向と、景観計画の実際重要になってくる、景観形成に関する方針をどういうふうに関連付けているのかというのを、今後わかりやすく整理をしていただく必要があるのではないかなというふうに思っております。

すいません。少し長くなりましたが、以上 4 点でございました。

会 長 : はい。ありがとうございます。

順番にまいりましょうか。

景観法以外で守られてきた景観があると、いろんな制度をご紹介いただきましたが、それとの関係をどうしていきますか。既存の都市計画制度をしっかりとレビューするという必要ではありませんか。というご指摘だったと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 : はい。ありがとうございます。

委員が言われる通り、高度地区や都市計画制度、また、航空法による高さ制限などによりまして、福岡市の景観特性がもたらされてきた。そういった経緯につきましても、事務局としても重要かと考えているところです。

委員からいただいた意見につきましても、どのような形で計画に落とし込めるかにつきましても、検討していきたいと考えております。

以上でございます

会 長 : はい。よろしいですかね。

委 員 : 今の話に関して、例えばですね、以前の一番昔の景観形成基本計画の中でも、73 ページのところ、実際に諸制度として、どういう施策を、どういう制度を使っていくのかというところが整理されています。当時、景観法がなかったので当然と言えば当然ですけども、既存の都市計画制度の活用も出ておりますので、是非景観計画の出口の誘導政策の中でも、既存の風致地区や緑地保全地区など、景観法以外の都市計画制度の活用というのを位置付けていただきたいなと思っております。

これはコメントでした。

会 長 : はい。ありがとうございます。

2 つ目、大濠公園についてはいかがですか。

事務局 : はい。大濠公園につきましても、史跡等多くございますので、現在、歴史・伝統ゾーンという位置付けにさせていただいているところでございます。

一方で、委員からいただいたような、特別な場所といいますか、公園でもありますし、そういった一面もあるかと考えておりますので、本日いただいた意見

も踏まえまして、引き続き検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

会 長 : はいでは、続けましょうか。アドトラックについて。

事務局 : はい。アドトラックにつきまして、現状何を規制できるのか、また、福岡市は屋外広告物の許可を行っているのか。についてのご意見いただいたと認識しております。

まず規制の対象につきましては、車検証上の使用の本拠の位置が、福岡市となっている車両になっておりまして、屋外広告物の条例上は、音とか、表示内容につきましては規制が及ばないのですが、LEDビジョンや、発光等により他の運転者を幻惑させる恐れのあるものの表示は、禁止できるルールとなっております。

一方で、悪質なアドトラックの許可申請の実績がないことから、まず市内を走行しております、アドトラックの実態調査を行っていきたいと考えております。

なお、東京都におきましては、令和6年6月に条例規則を改正いたしまして、規制の対象を都外のナンバーにも広げるようなところまで踏み込んでいるようなところもございます。以上でございます。

会 長 : よろしいですか。

委 員 : はい。ありがとうございます。

一応今検討されているということなのですが、2つあって1つは、福岡市内、今福岡市外からもおそらく流入しているのではないかとということもあると思います。

そういう意味では、都市圏の他の自治体と協力をしていく、もしくは福岡県と協力をしながら、この問題に対応していくことが重要と思っております。

もちろん移動するものですので、簡単ではないと思うのですが、東京都さんがやられているように、東京都外から入ってくるものについても、規制をすること、現実に踏み込んでいる自治体もあるということですので、そういう可能性もぜひ探っていただきたいなと思います。

もう一方で、広告を出している広告主の方も、それからトラックを走行されている方も、民間事業としてされていて、いきなりかなり厳しい制限をすると、彼らにとっては、生業を奪うということにも繋がりがねないところは懸念されます。まずは福岡市の都市景観行政としても、アドトラックのことを気にしていますよと、できればあまり、都市景観を損なわないような形でやっていただけないかという協議を始める、もしくはご相談を始めるところから、やるべきではないかと思っております。

いきなり非常に厳しい規制をつくって排除するということではなく、まず都

市景観としてアドトラックの課題をとらえていて、これから調査をしていきたいということ、実際にアドトラックの事業をされている方々にお伝えしていくことが重要ではないでしょうか。その中で、彼らも自主的に対応してくれば、それはそれで良い出口かと思えますので、ぜひメッセージを発しつつ、しっかり相手側とも対応しながら進めていただければと思いました。以上です。

会 長 : 事務局よろしいですか。

事務局 : はい。

会 長 : 景観計画に位置づけるということですので、その中でしっかり検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

四つ目ですが、11 ページと 20 ページの関係が弱いという点について。

これについていかがでしょうか。

事務局 : はい。資料の 11 ページをご覧くださいと思います。

ご質問は、基本方向と景観形成方針の関係性をご質問いただいたと認識しております。

基本方向につきましては 4 つの基本方向を定めまして、それぞれの基本方向ごとに、それを実現する 3 つの方針を位置づける形で整理しております。

景観形成方針、こちらにつきましては、先ほどの大きな考え方である、4 つの基本方向を踏まえまして、地域特性に応じた 6 つのゾーンに区分しております。例えば基本方向 1 につきましては、その考え方を踏まえたゾーンとして、都心ゾーン、港湾ゾーンを設定しております。それぞれの景観特性に応じた方針を定めているものでございます。

そういった基本方向と、景観形成方針の関係性につきまして、どのような形で計画の方にも記載するか、というような方向で、もう一度検討させていただければというふうに考えております。以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

委 員 : 少し新しい視点といいますか、今まで出てないもので、おそらく基本方向の方針 2 か、4 の 1 に関わるかもしれないのですが、私は最近、人を景観として見る、ということがすごく大切じゃないかなと思っていまして、私、博多駅を通勤で使っていますが、座り込んでいる人たちや、特に最近、インバウンドの方が多いのですが、家族で 4 人座り込んでいろいろ食べていたり、配信をして立ちどまっていたり、あと最近はどこに行っても行列があつて、いい景観のところで並んでそれを台無しにしている様子などを見かけます。

そういったものと、特に京都は食べ歩きが禁止をされているところなどが出てきていますが、路上での、特に食べ歩きに関して、海外の方は食べることに対

しての、マナーなどの認識が薄い国がたくさんありまして、去年イギリスに行ったときには、交差点とかで子供をベビーカーで押しながら、お父さんがその間に何かサラダボウルを食べているとか、そういった公共の場で、普通に物を食べている。それが大体ごみとかに繋がっていくのですが、そういったものを京都は、特別な歴史地区では禁止するというようになってきています。そのような、人を対象にする、仕分けは難しいのですが、人も景観の一部としてとらえて、ある程度、計画的にルールを作っていくべきではないかな、と思っているのですが、その辺についてのお考えがあれば、お伺いしたいなと思っています。

特にあと、配信者の方々は、すごく高いセルフイーとかをもって、一定期間、すごく景観のいいところで邪魔をしてしまう様子も見られるので、そういった方々を景観として見た場合、どうなのかというところを、お伺いしたいなと思っているのが1つ。

もう1つは、花と緑に関してですが、私が千早の方でいろいろ仕事をさせていただくことがありまして、一人一花運動のイベントがこの前4月に、うちの学生さんとボランティアで行いましたが、千早のお花はどうですかということを知ったところ、アイランドシティとは全然違って、この辺は花が全然無い、という話だったことがあってですね。要は、中央区とかは花いっぱい運動などがすごくあるのですが、千早とかそういった住宅地、特に千早の場合は高層マンションなどが増えて、町内会みたいなことも機能していない中で、すごく地域差があるので、その辺について何か方針とかがあれば、お伺いしたいなと思っております。以上です。

会 長 : 2点ございました。

人とそれから花と緑についてですけども、いかがでしょうか。

事務局 : はい。1つ目の、最近いろいろと問題となっているような、人の行動と景観について、ご意見をいただいたかと認識しております。

そういったところ景観形成を考えていく上でも、参考となる貴重な意見だと考えておりますので、委員からいただきましたご意見も踏まえまして、引き続き検討させていただきたいと考えております。

会 長 : よろしいですか。

事務局 : はい。少し補足いたしますけれども、委員がおっしゃったようにマナーとか、モラルマナーといったような観点もございまして、景観の方で考える部分、あるいはそういう市民のモラルマナーといったような観点で整理する部分、あるいは観光という視点で、どのようにして、いらっしゃる方の行動を対応していくか、検討していくか、といったようなところも、市役所の内部でいろいろな関連部局ございまして、連携を図りながら、総合的に検討を進めて参りたい

いと思っております。以上でございます。

委員：ありがとうございます。

特に食べ歩きの場合は、商業やにぎわいと関連してきますが、テイクアウトが増えてきてやはりそうやって、今泉、大名のところもたこ焼き屋さんとか小さな1畳ぐらいのところや、行列ができて、その前にゴミ箱がないのでそこにまたいろいろ置いてあるとか。

やはり商業施設と、それを売った後にどこで食べるかとか、そういったところを考えてもらうような部署が、対話ができるような部署がどこなのかっていうのも含めて、ぜひご検討いただければと思います。

事務局：花と緑について地域差があるということでございますけど、我々としましても地域差があるというのは認識をしているところでございまして、都心部だけが花と緑でいっぱいになればいいというわけではなくて、やはり、市内全域がこうやって広がっていくことが大事だと思っております。

それを、活動して頂くのはやはり基本的には市民の方々になってくるわけで、我々としてもそれを広げていけるような方策を、検討しているところでもありますし、また植物園なんかで花のイベントをやったりとかして、花のよさをアピールしながら、市民の方に花のまちづくりっていうのを浸透させていきたい、というふうに考えているところでございますので、ここについては我々も、今後もいろいろと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

会長：はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

はいどうぞ。

委員：1点お伺いしたいのですが、これから建っていく建造物については、この景観形成基準を適用するのは容易かなと思うのですが、今までに建っていた既存の建築物が、改修とか修繕とかするときにはこちらの基準の方はどのように、適用されるのでしょうか。

事務局：はい。改築される際に、確認申請等の手続きがでできますので、その際には、景観法の届出の制度も活用しながら、景観の誘導を行っていくような形になるかと考えております。

委員：どのぐらいの細やかさで見えていけるのかな、というのがちょっとわからないのですが、例えば2027年度をもって照明がLEDに変更になっていきますので、おそらく、今建っている古い商業ビルの漏れ光が、結構強くなっていく、鮮やかになっていく、ということが考えられるかと思っておりますので、ライトを変更するというだけだと、見過ごされるかもしれないなと思ひまして、少しご意見させていただきました。

あと、細かい点なのですが、4ページで、下から4行目のところで明度が小さ

いと書かれていますけども、明度が低いではないかなと思いましたので、よろしくお願いたします。以上です。

会 長 : ありがとうございます。

はい。

委 員 : 15 ページの基本方向4について、「刻(とき)の厚みを感じられる福岡らしい景観づくり」ということで、方針についてはこの通りでよいと思うのですが、「刻の厚み」というのは、まさに福岡の歴史的景観の特徴だと思います。例えば舞鶴公園ですが、ご存じの通り古代には鴻臚館があり、近世にはお城ができて武家屋敷があり、近代には軍用地となり、戦後には平和台球場ができてという、まさに時代ごとに色々な利用が行われてきました。その各時代の遺構が残っているというのが舞鶴公園の特徴であり、まさに「刻の厚み」を感じられる場所だと思います。先日報道で伺ったのですが、鴻臚館を復元しようという動きもあり、もちろん天守閣もまだその可能性を探っておられると思いますが、各時代の遺構を生かしていくとよいと思っています。一方で、それによってある時代のものが失われることがあってはいけないのというのもあり、パッチワークのようになるかもしれないですが、各時代の歴史的景観を1つ1つ大切に景観づくりを目指されると、福岡の歴史的重層性のある景観を示す地区になるのではと思いました。

コメントみたいな感じですが、何かレスポンスがあれば、というところであります。

会 長 : はい。いかがでしょうか。

事務局 : ありがとうございます。大濠・舞鶴公園のあたりのご意見いただいたかと認識しております。

そういった文化財等の取り扱いにつきましては、そちらの専門の部署の方も検討している部分もございますので、そちらとも連携しながら、協議しながら、検討する必要があるかなと考えているところでございます。

会 長 : ありがとうございます

事務局 : 舞鶴公園につきまして、セントラルパーク構想という、福岡県が管理する大濠公園と、市が管理する舞鶴公園、一体的に利活用していこうという構想を平成26年に作っております。

舞鶴公園については、古代の鴻臚館跡と、近世の福岡城跡という二重で、国の史跡の指定がなされているということで、セントラルパーク構想においても、歴史の重層性を活かしていくという方向性を出しておりますので、それになう公園のあり方を、今後、考えていきたいと思っていますし、景観計画の中にもお示しできるように協議していきたいと考えております。以上でございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。
よろしいですか。

委 員 : そうですね。中世や近世の遺構を大事にされるというのはよいのですが、現在
駐車場にされている裁判所跡地には、軍の遺構が埋設保存されています。その
遺構も将来どうするのか、社会的にいろいろな意見はあるでしょうが、将来的
には生かすことも考えてよいのではと思います。

会 長 : 他いかがでしょうか。大体よろしいですか。
はいどうぞ。

委 員 : お尋ねをしたいことが2つと、意見が1つありまして、ぜひ専門の皆様にご
意見をお聞かせいただければと思っております。1つが、景観のこの中にある
写真を見ても、昼間の風景が多いなと思うのですが、他都市では、イルミネー
ション制御するだけではなく、効果的なライトアップをどうするかを、考えら
れているところもあるよう聞いております。そういった積極的なライトアッ
プという意味での景観形成について、何かアドバイスなどについてお伺い
できればと思います。

それと、もう1つは先ほど委員も発言されていた、歴史、というこの言葉なの
ですが、私の世代の感覚の歴史というと、相当昔ながらのことなのですけれど
も、今の若い、それこそ令和の方からすると、昭和ももうすでに歴史というよ
うなこともあるのではないかな、というのもあり、そういう意味でこの歴史と
いうのを、これからの計画で位置づけるときに、認識を広く持つというような
ことを、考えておいたほうがいいのかと感じております。そこについて何か
ご意見を聞かせていただきたいと思えます。

もう1つですが、行政に対して、11ページの骨子案のところですが、基本方
向の1から4すべてに、方針3というのは全く同じ言葉がつづられていまし
て、市民や地域団体との共働による景観づくり、ということなのですが、先ほ
どから、いろんなご意見が出ています通り、1地域にお住まいの方からすると、
我が地域は歴史的地域だという方は、おそらく歴史的地域、景観を守ることに
思考が行くと。我が地域は公園がすぐ近くにある、花と緑が中心の地域にお住
いの方は、この基本方向2の概念が主軸になって、どうやって我が地域では緑
を守っていこうか、となるのだらうと思えます。

そういう意味でいうと、この方針3の書き方が、どうなのかというところが、
気になっております。全体を通して、そこにお住まいの地域の市民の皆さん、
その地域に関わっておられる地域団体が、目指す景観計画の中の、この要素の
ところをこう取り組んでいこうといったことが出てくるような計画になると、
より地域のやりがいにもつながるのではないかと感じております。

以上3点です。

- 会 長 : はい。ありがとうございます。最初の2つはこちらの方にご意見いただければということですが、まず、ライトアップ、夜景ですね。夜間のことについてのコメントをどなたかいただけませんか、ということですが。
はいどうぞ。
- 先 生 : 一応照明が専門ですので、夜間のライトアップに関しましては福岡県内ですと、福岡市の百道浜周辺ですとか、福岡タワーのライトアップなどが定期的に、デザインが変わったりとか、あと季節ものですと、博多の寺を一定期間照らすという、ライトアップウォークというイベントがあったりして、一定の経済効果があると考えられています。今の照明の世界では、ナイトエコノミーという言葉が生まれ始めていて、夜、光をうまく活用することで、皆さんの夜間の経済活動を促して、夜にもお金を生み出すような効果があるのではないかっていうことは言われています。
ただ一方で、先ほど生物多様性の話がありましたけども、どうしても夜の光は、人間にとっても、植物にとっても、動物にとっても、あまりいいものと言えないところもありますので、場所によって、季節によって、期間によって、うまくイルミネーションとか、ライトアップっていうものを使っていくことが大事かなと思います。
- 会 長 : はい。
他、どなたかよろしいですか。どうぞ。
- 委 員 : すごく詳しいわけではないのですが、九州だと例えば長崎市ですとか、あるいは夜景そのものを観光資源としてとらえているところっていうのは、かなり積極的な、例えば眼鏡橋のライトアップやり直しとかそういうことをやっていて、特定の地区に対して、かなり丁寧に、夜間の照明のコントロールやっていくというのはやってらっしゃるかなと思います。
また、それは景観計画に位置付けているのかと言われると、大まかな位置付けありますけれども、細かいところはどちらかというと、重要だからやると、重要なところを考えるとというぐらいの方針が書いてあるというかたちだと認識します。その先は、長崎であれば景観専門監の指導のもとで、特定の地区については具体的な計画を進めているということだと理解しています。そのような意味では、景観計画そのものに、すごく細かく書くということではないのかなというふうに思っています。
それから福岡に関して申し上げますと、今までどちらかというと屋外広告物もそうなのですが、規制をすることに主眼があって、夜間景観を育てるという観点は、あまりなかったのかなとは正直な思いとしてあります。
以前、那珂川沿いの中洲のネオンサインについて研究したことがあるのですが、近年劇的に減っておりまして、福岡の夜の景観として、那珂川沿いのネオ

ンが見えるはずだと思って行ったら、もうフレームしか残ってないというところもあります。

他市の事例ですと、例えばニューヨーク市マンハッタンの、劇場がたくさんあるエリア（タイムズスクエア地区）では、むしろ広告をつけることを条件にしている部分があったりします。そういう意味で育てていく部分を、市としてどう考えていくのか、応援していく部分をどう考えていくのかというところが、これから問われるところなのかなと思っております。

以上です。

会 長 : はい。よろしいですか。

他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

委 員 : はい。すいません。今の確認ですけれども、中洲の屋外広告物というのは、育てようとはしてないのですよね。今の方針としてはですね。

決して、あそこだけが、特区のような形でいくというふうに、要はにぎわいを持たせるっていうようなまちづくりという形で、屋外広告物を、取り扱ってないっていうふうには認識しているのですけれども。

それを今後、中洲のところだけにはぎやかさを創出させるような方針が、例えばパブコメとかですね、そういったところに出てくれば、また変わってくるのかなと思うのですが、今のところは違うのかなと思っています。特別に、やっていないということではないでしょうか。

あと、質問なのですが、このゾーンがありますよね。

都心ゾーンの中に、歴史・伝統ゾーンがある訳ではなくて、この都心ゾーンの中に、例えば特定地区の承天寺通り地区とかがあるということなのでしょうか。

この歴史・伝統ゾーンが挟まれているっていうことなのですか。ちょっとここがよくわからない。

事務局 : 歴史・伝統ゾーンにつきましては、ゾーンではあるのですけれども、上乘せのような形で指定しているところをごさいます、今おっしゃられたような、承天寺通り地区とかだと、都市景観形成地区になってくるかと思うのですけれども、そちらもあまりゾーンにとらわれず、地域と話がまとまった地区については、そういった都市景観形成地区に指定しているような状況になってございます。

委 員 : この、どちらかという通りに近いかと思うのですよね。特定地域のところは承天寺通りだとか、御供所地区とか、あまりこう、エリアというかゾーンとして面的なボリュームをちょっと感じないのと、それに対してこの歴史・伝統ゾーン、例えばですね、具体的に言うと、冷泉のところ。櫛田神社があるところ、あそこは何ゾーンになるのでしょうか。

- 事務局 : 冷泉につきましては、歴史・伝統ゾーンの位置付けはないです。
- 委員 : 無いですね。あそこは博多町家ふるさと館とか、結構神社、仏閣とかもあって、それなりの今健やかな景観を形成していると思うのですよね。一般のお店も派手派手しくなくて、わりかし黒っぽくされていて、自主的にまとまりがある、町並みなのかなあと思うのですが、これでいくと、一般市街地ゾーンになってしまうので、この歴史・伝統ゾーンのゾーニングっていうのが、もう少しはっきりしていると、今後例えば、この方針を進めていくときに、もう少し具体的に進んでいくのではないかなあと思うのですけれども。
- 会長 : はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。
- 事務局 : ご意見頂いた、櫛田神社周辺と冷泉地区につきましてはおっしゃる通りで、歴史的にも大事な地域だと認識しております。
一方で今、冷泉小跡地をどうしていくか、市の方でも検討しているところでございまして、そちらの方の検討等とも少し歩調を合わせながら、歴史・伝統ゾーンにするかどうかについても、検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。
- 会長 : よろしいですか。
- 委員 : お願いなのですが、
ここちょうどですね23ページの参考というところ、まだ現計画この形態意匠、10番。歴史・伝統ゾーンの周辺では、外からの見え方にも注意を払うように、みたいな誘導がされているかと思うのですが、福岡の景観の特性から言っても、都心の中に伝統的なゾーンがあると。
そういったところが、その2つ合わさったところが、やっぱり特性だと、特徴だと思うのですよね。
そこで、相反するようなエリアにとって、どうあるのか。境目というか、それぞれの見え方というのが、私は結構大切かなあと思うので、その辺をどこかに今後、境目というか、そのゾーンだけではなくて、接点というかそういうところも、気にかけて誘導していただく、もしくは何かちょっと留意点として盛り込んでいただけたらいいな、っていうふうに思います。
- 会長 : はい。よろしいでしょうか。
どうぞ。
- 委員 : 今、委員がおっしゃったこと、私も非常に重要なことと思って、少しだけ付け加えさせていただければと思います。
2つあって1つは、歴史・伝統ゾーンが上乘せなのか、上乘せじゃないのかというのが重要なところだと思います。今回整理つかななくてもいいけど、次回までにはぜひ、その方針を示していただいたほうがいいかなと思っております。
2つ目は、今まさに議論にあがった、例えば櫛田神社の参道とかなんですから

ども、これからあの辺り基本的には高さ制限、歴史・伝統ゾーンとしての高さ制限はそれほど厳しいものでないと理解しています。例えば冷泉小跡地もそうですけど、公有地処分があったときに、普通に考えるとどうしても事業者としては高くしたいと思われると思います。しかし、実際に高い建物が建ったあとに、今度は皆さん大事にしている景観が失われたみたい意見が出てしまうことも懸念されます。どこまで厳しくするかは別として、重要な眺望点や、眺望の方向みたいなものを、概念的にでも、もしくは文言だけでも示しておくことで、何か民間の事業者さんが開発をやるときに、少なくともこう書いてありますよねと。これはすでに景観計画として出していますよねと事前にお伝えできるようになることを期待しています。そういう部分をぜひ、やっていくべきなのかなというふうに思います。

もちろんそれをどこまで厳しく指導できるのかっていうのは、事案によると思うのですけれども。

少なくとも、福岡市の中で、特に歴史・伝統ゾーンが大切にしていって、景観というものを明示したほうがいいのではないかなと思っています。

歴史・伝統ゾーンの実態について、例えば姪浜の旧街道筋にいくと、もうかなり高層マンションがたくさん建っていて、実態としてそういうことがたくさん起きています。

箱崎も同様に、歴史・伝統ゾーンですけども容積率は400%の商業地域が指定されていますので、当然そこに高層の建物を建てようという市場原理は働きますので、何を重視してどう守ろうとするのかということところは、なるべく事前明示的に示しておくことが重要かなと思いました。

以上です。

会 長 : はいありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

委 員 : 博多は水の町でもあって、博多湾からの景色だとか、干潟、そして河川と、非常に水の景がたくさんあって、海浜ゾーンとしてこの20ページの、くくりでまとめられていますが、干潟と河川に関しては、各ゾーンの中に入れ込まれてしまっていて、あまり表に出てきていないような気がします。

例えば、和白干潟、はばたき公園は住宅地に囲まれていますけど、エコパークゾーンとしてレジャーボートの禁止がなされています。ウエットランドとして重要な地域であり、他にも香椎、多々良川河口部だとか、こういうところは非常に重要な場所です。那珂川なども非常に緑のネットワークとして機能しています。ウォークアブルな軸として、各ゾーンに入れ込んでしまうのではなくて、もう少し表に出してもいいと思います。

特に、このアイランドシティのエコパークゾーンは、住宅地に囲まれて、住宅

地の景観ですよって言うてしまうと、事業者さんは、エコパークを意識した開発が出てこないですね。

それは、残念なことです。やはりこういった、今津干潟周辺とか、多々良川周辺とか、河口部の汽水域の生き物にとっても、また景観としても重要なエリアがありますので、そういうものをしっかり位置付けて、こういった生物多様性と、都市景観の両立が、今のグローバルスタンダードだと思います。

このような場所が、裏になりがちです。

それを裏ととらえるのではなく、ぜひ表として、都市開発の中にしっかり組み込んで、保全と活用を誘導していくことが必要です。それができるのは景観行政であると考えます。

港湾部局、河川部局と一緒に、そういうところをしっかりとやっていくことが課題だと思われ、その縦割りをつなく意味でも、景観の方で、上手に検討いただきたいです。

会 長 : はい。ありがとうございます。

そうですね。福岡市は、2級河川が11本、博多湾に流れ込んできています。

これを生かせると享受できる市民の数は多くなりますよね。

ウォーターフロント、海まで入れると、すごく長いエリアが、そういった場所になります。そういった重要なご指摘だと思いますので、ぜひ吸収していただければと思います。

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

委 員 : 非常に勉強になる話がたくさん出て、うれしく思っております。私もずっと商いをやってきた立場なので、やはり需要と供給もありますし、商いが盛んでないと、まちというものの元気が落ちていくと思いますので、この計画、規制というのが、そういうところにまで及んで、福岡市全体が風致地区になるような、内容がどんどん前に出ていくと、非常に問題なのかなと思う。そういうことにはならないと思いますが、場所ごとで明確に、計画があって欲しいなと思いますし、この間も、難波とか道頓堀に行きましたが、非常にはみ出しています。でも、あれはあれで、ものすごい人で集客をしていて、かなりのお金が動いていて、経済をまわしている、ということも明確だと思っております。

どこまでなのか、という部分は、我々も警察との協議で歩行者天国作る、作らないで、外すというときも警察が来て、はみ出し看板がどうのとか、そうすると、店舗ごと大改装しなければならないということも、何度も経験をしたりしています。

やはりにぎわいがあるこそ、ということなので、事業者側からの部分があまり見られないので、少しそこは心配をしている。そこはうまくできないかなと、心から思っているところです。

会 長 : はい。他にいかがでしょうか。

では、事務局からどうぞ。

事務局 : はい。先ほど委員から複数ご意見いただいている、答えていないところがあるかなと思っております。1 つが、11 ページのところの基本方向の下の方針です。

各方針の、「市民・地域との共働」が、共通しているところについて言及いただいたか考えているところでございます。

事務局としても、少し協議をしていたところではあるのですが、12 ページ以降に、方針3に記載させていただいている中で、都市景観形成地区の指定と、景観誘導の下に、括弧で方向性をそれぞれ書かせていただいております、委員のおっしゃられる通り、それぞれ、景観の持っていきたい方向というのは違うのかなと感じておりますので、そういった形で違いを明記するように整理していきたいかな、と考えているところでございます。

以上でございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。大体よろしいでしょうかね。

先ほど、委員から、いつ、どれぐらいが対象になるかという話でしたけども、やはり確認申請というのは、1つのステップになるので、個別のその照明まではなかなか行きにくいですね。

夜間をどう見るかっていうのも、これは非常に微妙な、難しいところじゃないかと思えます。

やはり、照度とか、最近すごく明るい、あるいはショッキングなやつが結構増えているので、さっきのアドトラックの話とも繋がりますけど、どうやってコントロールしていくかっていうのは、多分、景観アドバイザー会議が、何か問題があるかもしれないと、市役所で設定されて、それに専門家の先生たちもいろいろ言っているんですけど、そういうところで拾い上げるのか、あるいは何かもう1つ、何かアイデアがありそうな気がいたします。

他都市、先ほど長崎市の例も出されましたけども、いろんなところでやっぱり夜景を大事にしている都市がありますよね。

そういったところが、どうやられているのかって、1回レビューされたら、もうされているかもしれませんけども。

神戸なんかすごく厳しいと伺っていますが、またそれがですね、委員がおっしゃったように、そういう経済活動が、やはりこの市の原点になっているというお話でしたので、それを規制するものではなくて、成長させるものであって欲しいということだと思います。にぎわいも含めてですね。

だから、そういう場所として、舞台づくりをするのは都市計画であり、この景観づくりですので、非常に慎重に考えながら、また、メリハリをつけて、景観

規制まで、やらなきゃいけないところはやっていく、というようなお話だった
とっております。

また次回、まとめに向けて、今日のご意見を吸収していただければと思っ
ております。他に、この際というのはいかがでしょうか。

はいどうぞ。

委員：色彩ガイドラインについて、触れていただいているところは大変よいかと思っ
たので、いいかなと思ったのですが、一言付け加えさせていただくと、ご意見
でありましたが、明度の低い建物が多く建ってきている、黒っぽい建物が多い
ということから、そのようなお話が出ているのかと思いますが、色彩ガイドラ
インの適切な運用というのが、14 ページに書かれております。

すでに色彩ガイドラインは適切に運用されているのかと思います。その範囲
内で、黒っぽい建物が多いということかと思えます。

ですので、その辺を規制するのはなかなか難しい面はありますが、それを踏ま
えて、周辺環境との調和ということかと思うのですが、調和と言ってしまう
と非常に簡単ではあるのですが、もう少し広く考えて、歩行者、見ている市
民にとっての感覚、黒っぽいものだと圧迫感を感じるとか、そういった視点を
考えるということ。あと、色彩は色彩だけ切り取って考えることはできない、
ということで、材料であるとか、その周辺の光の環境であるとか、そういった
ことも含めて評価される、ということかと思えますので、その辺を調和とい
う言葉でまとめると、非常に便利かと思うのですが、その辺気をつけた表現を
少し入れていただくといいかなと思います。

会長：ありがとうございます。後で具体的に、もう少しこんなのはどうかと教えてあ
げてください。よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。

委員：資料は26 ページからもよろしいですか。

会長：切り分けるつもりでしたが、ここまで入ってきましたね。ここから、26 ペ
ージ以降の質問も頂きます。どうぞ。

委員：資料の26 ページがずっと気になっていたのです。ここの写真の選び方はいろ
ろあると思うのですが、先ほど少し出た、中洲の夜景とかに関して、この精神
的風土って何だろうというときに、何で中洲の夜景とかが入っているのだろ
うみたいな、何か中洲ってそんな誰かの精神的なものか、昭和のおじさま方
の精神的な風土かなと思っていたりしていたところがあったのですけれども、
精神的風土という言い方もそうなのですが、私は、ここは建物とかそういう無
形のものもあって、変わりゆくような風情とかっていうものも大切なのです
が、これからの福岡市の施策的な方向性として、支柱となるべきものが入るべ
きじゃないかなと思って見ておりました。

例えば、ずっと大切にしている、アジアに開かれた交流拠点都市みたいなもの

は、1つの福岡のアイデンティティだと思うのですが、それを何か風情、写真で出すとしたら、アジアに開かれたというのは、博多港を外から見るような写真なのか、ももちの写真とかもあると思うのですが。

あと、食文化とかもすごく重要なところなので、それを景観的にどうかというと、漁港なのかとかはちょっとわかりませんが、あと、福岡の精神的な支柱の1つとして、私はスポーツが盛んとか、そういうものもあると思うのですが、お祭りはたくさん出ているのですが、いろんなプロスポーツもあって、福岡はヨットとかもやっていますし、柔道も強いですし、サッカー強いし、そういったものが、何かすごく福岡市が強みとする。そして、それを誇りに思っているような写真が景観的にあるのであれば、ちょっと検討していただきたいなと思っています。それを、多分そういった意図が働いているのが、このF GN じゃないかなと思っています。そういったところはまだ議論の余地があると思います。

そういった感じの写真をご検討していただければと思っているのと、景観に関しては、都心部とかはガーデンシティさんが入っていますけども。今の福岡だって、県の方なのだけでも、中央公園とアクロスとか、そういったすごく世界的に評価されているような景観というものもあるので、この写真セレクトに関しては、こういう出し方をするのであれば、しっかり議論とご意見をいただいて、選定したほうがいいのではないかなと思っています。

会 長 : はいありがとうございます。

よろしいですね。事務局その通りですね。

はい、どうぞ。

委 員 : 関連してですが、精神的風土のところ、福岡、博多の精神的風土として、「おもてなし文化」があるのではと思っています。ここに掲載されているものもよいと思いますが、1つぐらいはおもてなし文化を示す景観があるといいと思いました。例えば思いつくのは、今度6月に歌舞伎が来ますけれども、船乗り込みの様子ですとか、あるいは博多あたりでボランティアガイドさんが案内している様子ですとか、そういうおもてなし文化みたいなものも、精神的風土の1つとしてあるのではないかと考えています。

先ほどの委員と同じですが、この写真セレクトにおいては、さらにご検討いただけるといいと思います。

あともう1点、一般市街地エリアのところ、西新商店街の写真は、非常に面白い文化の様子を映しているものだと思います。先ほど委員がおっしゃっていた「歴史はどこまでを範囲とするのか」のご指摘にも関連しますが、西新商店街に展開したこのリヤカー部隊の最盛期は、おそらく戦後の時期だと思います。これはもはや歴史なのではないかと考えられて、この写真を一般市街

地エリアとして掲載することがいいのか、掲載場所を検討したほうがよいように思います。またリヤカー部隊に関しては、どんどん減っている状況もあって、今回の策定が2034年までのものだとすると、その時までリヤカー部隊が持続的に存在しているのかということも懸念され、掲載してよいか気になるどころです。

以上、2点です。

会 長 : はい。今ご指摘いただきました。

続けてどうぞ。

委 員 : すいません、今この写真26ページを皆さん見られていると思うので、ちょっと私が感じたことなのですけれど、これ福岡市の主な風景ということで、ピックアップされていると思うのですが、福岡市の風景を思い浮かべたときに、この資料右上の図になっている、このタワーがあってドームがあって、っていうところが、結構皆さんがイメージするような福岡市の風景なのかな、とも思っています。

そうすると、これがアイコンのような形でどこかの写真で入っていてもいいのかなと思いました。

すいません。ちょっと感想的なものですが、以上です。

会 長 : はいありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員 : ちょっと私も26ページ見ながら、この写真の選び方について、1つは、既存の例えば景観賞だとか、国定公園地域だとか、緑地保全地区だとか、いろいろな市が実施してきたアワードや、こういった地域性の網をかけて守ってきたもの、そういう対象を取り上げていくというのが1つだと思います。

もう1つは、今後の地球温暖化だとか、これからどんな景観機能が必要とされているのか、という点です。

歴史、生き物、美しさと、いくつか軸があると思われれます。そこに客観的な評価などの考え方の文言を、しっかり入れていくことが大切だと思います。

例えば緑については、非常に暑熱、夏暑くなることが想定され、緑被率を10%、20%、30%、50%というように、世界の中で、緑被を地区別に評価して、グリーンインフラ認証のような形で、都市の暑熱対策を高めて、ウェルビーイングに貢献していくことを、計画的に、科学的に、景観づくりをしていく必要があると思います。

そういう目で、この写真を選びながら、ここは、例えば、なみきスクエア、新しいが、まだ緑被は10%、というような、文言の検討が求められます。

ガーデンシティは緑に見えるけれども、人工芝です。私たちは、単に見て綺麗という、有名という話だけではなく、しっかりと緑地の機能評価を福岡市として取り扱う必要が、この景観行政に必要なと思います。

会 長 : はい。ありがとうございます。

今、柱をしっかり意識しながら、セレクトしていくという、アドバイスとしては、景観賞の受賞物件が1つ、使える材料としてはあるということでございました。他にいかがでしょうか。

委 員 : 今話題の26ページについては、ちょっと精神的風土は、私もなんか言葉としては、これが適切なかどうかはちょっと違うかなという気もします。これは多分前の基本計画の、19ページに福岡らしい景観の、最後のところが精神的風土と書いてあったので、ここから今一旦借りてきているという状況なのかなと思うので、これから議論を深めていって、適切な言葉が見つければいいかと思います。

私は、人々の営みと物的環境の対話で生まれたものなのかなと感じています。例えば先ほど委員がおっしゃったおもてなし文化も、おもてなし文化だけで言ってしまうと、多分、どこでもおもてなし文化ってことになってしまうような気がするのですが、例えば屋台のように、場所や通りと、人々の営みが組み合わせあって、都市景観が生まれているのではないかなと考えます。同様に、博多どんたくも明治通りがなければいまの形のパレードは成立しないように思います。FGNも、歴史ある大名小学校の校舎とどちらかという人々の営みである、スタートアップの活動というものが重なり合って、生まれているのかなと思います。

そういう意味で、この都心部、何とか部ってこのエリア分けの方は、どちらかというところと即地性が非常に高いものではあって、下の今精神的風土で整理されているところは、人間活動というか、人々の営みに重点があるのだとは思いますが。一方で、物的環境から全く離れてしまうと、またよくわからなくなるのかなと思いますので、そのあたりは少し意識をして、適切な文言を選んでいただくといいかなと思います。

もう1点は、写真はいろいろ皆さんご意見あって、その通りだなと思っているのと、私は1つの建物の名前が入るような写真はあまりよくないのではないかなと実は思っています。例えば、大名ガーデンシティの開発は、建物だけが素晴らしいのではなくて、広場ができたこととか、そこで皆さんが楽しそうに座ってらっしゃることが素晴らしいのだと思うのですよね。

JR博多シティも、別にアミュプラザの建物だけが都市景観を形作っているわけではなく、駅前広場に屋根がかかっている、あそこに行けば何かイベントがあると、行ってみたい場所になることが、福岡らしい都市景観だとかそういうことなのではないかなと思います。ぜひ、キャプションも含めてですね、そういうところをイメージしていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

会 長 : はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

26 ページにつきましては、今、いくつかご指摘いただいております、写真のセレクト含めてですね、しっかりまたこれから、バージョンアップをお願いしたいところがございます。事務局から何かありますか。

事務局 : 福岡らしい景観につきましては、かなり具体的なお意見をいただいたと思っておりますので、次回、できる限り反映した形でお見せできるように、頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間ですがよろしいですか。

今日たくさん意見いただきました。ちょっと事務局これから大変ですが、頑張りたいと思っております。

それで全体をまとめることはいたしません、重要なお指摘をたくさんいただいております。

それで、この骨子案、事務局が作りしましたものをベースにして、これから修正を加えていただければと思います。

これにつきましては、ご意見いただいた委員からも、内容を確認しながら、修正を進めるということで、最後については委員長、私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局と調整して対応させていただきます。

本日の審議事項につきましては以上とさせていただきます。事務局にお返しいたします。

事務局 : ありがとうございます。

それでは事務局より連絡事項を申し上げます。

本日配付いたしました資料、参考資料につきましては、机の上に置かれたままでも、持ち帰っていただいても結構でございます。

また本日の議事録でございますが、事務局で議事録を作成し、6月をめどに、市のホームページの方に掲載する予定としております。

また、次の第24回の景観審議会の開催につきましては、夏ごろを予定しておりますので、改めて日程調整のご連絡を差し上げます。

連絡は以上でございます。

はい。長時間のご審議ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。